

第1回 尼崎市立中学校給食検討委員会次第

と き 平成28年1月21日(木)
午後6時30分～午後8時30分
ところ 尼崎市役所議会棟第3委員会室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 協議事項
 - (1)委員長選出
 - (2)職務代理者の指名
 - (3)検討依頼及び趣旨説明
 - (4)検討委員会の運営について
 - ① 傍聴の取り扱い及び資料・会議録の公開について
 - ② 今後の検討委員会の進め方について
 - (5)学校給食及び尼崎市の中学生の昼食について
 - (6)その他
- 6 事務連絡

以 上

尼崎市立中学校給食検討委員会委員名簿

No.	氏名	所属	選出分野 (条例区分順)
1	溝畑 秀隆	神戸松蔭女子学院大学 人間科学部 生活学科 食物栄養専攻 教授	学識経験者
2	木下 康子	園田学園女子大学 人間健康学部 食物栄養学科 准教授	学識経験者
3	下浦 佳之	兵庫県立がんセンター 栄養管理部次長 兼 栄養管理課長	学識経験者
4	松永 和子	尼崎市PTA連合会	児童・生徒 保護者
5	能登 誠二	尼崎市PTA連合会	児童・生徒 保護者
6	高橋 利浩	尼崎市中学校長会	校長
7	本池 瑞子	尼崎市小学校長会	校長
8	増田 佳英	尼崎市中学校生徒指導研究協議会	教員
9	栗原 恭子	尼崎市栄養教諭・学校栄養職員研究会	教員
10	中川 千晶	公募市民	市民
11	大上 節雄	公募市民	市民

尼崎市立中学校給食検討委員会条例

(設置)

第1条 本市が設置する中学校における給食の実施方法その他当該給食の実施に関する重要な事項（以下「給食の実施方法等」という。）を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、尼崎市立中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童及び生徒の保護者の代表者
- (3) 校長
- (4) 教員
- (5) 市民の代表者

3 委員は、給食の実施方法等の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

検討依頼書

尼教保第10710号

平成28年1月21日

尼崎市立中学校給食検討委員会

委員長 溝畑 秀隆 様

尼崎市教育委員会

尼崎市立中学校における給食の検討について

近年、国民全体の食生活が多様化し、偏った栄養摂取や朝食の欠食、不規則な食生活など、食習慣・食生活の乱れが問題となっており、とくに成長期にある中学生に対しては、栄養バランスに配慮した食事を摂ることが健康な心身を育むためには欠かせない状況となっています。

また、共働き世帯の増加や保護者の就労形態の多様化などの社会環境の変化とともに、全国における中学校給食の実施率が8割を超え、近隣の自治体においても実施に向けた取り組みが進められていることもあり、本市においても保護者を中心に中学校給食の実施を求める声が高まっております。

こういった「食」を取り巻く環境の変化等を踏まえ、成長期にある中学生の健全な育成や食育の観点から、本市では平成27年度より、中学校給食の実施に向けた準備を進めていくこととなりました。

中学校給食の実施にあたっては、食物アレルギーへの対応、食べる量の個人差、親子のコミュニケーションの希薄化、給食費滞納対策、給食費負担、生徒指導の増加、配膳時間の確保による授業・放課後時間への影響など様々な課題が考えられるため、そういった課題を整理していくことで本市の中学生にとって望ましい給食の実施につながるものと考えております。

そこで、本市の現状を踏まえた市立中学校における望ましい給食の実施方式をはじめ、給食の実施にあたり、留意すべき点や工夫により善処できる点などについて、様々な視点から、貴検討委員会に広く検討していただきたく、依頼いたします。

以 上

学校給食及び尼崎市の中学生の昼食について

- 1 学校給食とは
- 2 全国・県下の中学校給食 実施状況
- 3 尼崎市のこれまでの流れ (中学校給食導入に向けた経緯)
- 4 尼崎市の中学生の昼食について
- 5 尼崎市立小学校の給食について
- 6 実施に向けた課題・その他

1 学校給食とは

(1)学校給食法 (昭和 29 年 6 月 3 日)(法律第 160 号)

●この法律の目的 (第 1 条)

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

●学校給食の目標 (第 2 条)

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

●実施の努力 (第 4 条)

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

* 努力義務として規定されている。

●学校給食実施基準 (第 8 条)

文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

●経費の負担 (第 11 条)

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

(2)学校給食実施基準(平成 21 年 4 月 1 日全部改正)

●学校給食の区分 (第 1 条、第 2 条)

- 対象 在学するすべての児童または生徒に対して実施
回数 年間を通じ、原則として毎週 5 回、授業日の昼食時に実施

(3)学校給食の区分と対象

●学校給食の区分 (学校給食法施行規則第 1 条第 2 項)

- 完全給食 パン又は米飯等の主食、ミルク及びおかず
補食給食 ミルク及びおかず等
ミルク給食 ミルクのみ

(4)給食の実施方式について

- 学校給食の調理方式として以下のものがあります。

方式	内容	実施例
単独調理場方式 (自校調理方式)	学校内の給食室で調理したものを 当該校の生徒が喫食する	尼崎市の小学校
共同調理場方式 (給食センター方式)	学校給食センターで調理した給食を 各校に配送する	伊丹市
民間調理場方式 (デリバリー弁当方式)	民間の調理場で調理したものを各校に 配送する	神戸市 大阪市
連携調理場方式 (親子(兄弟含む)方式)	近隣の学校の給食室で調理した給食を 配送する	高槻市

- * なお、この検討委員会においては、「自校調理方式」、「給食センター方式」、「デリバリー弁当方式」、「親子方式」と表現し、協議してまいります。

2 全国・県下の中学校給食 実施状況

(1) 全国実施率

●公立中学校の完全給食実施状況(平成 21 から 25 年度 文部科学省調査)

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
全国	81.9%	82.4%	83.2%	83.8%	86.0%
兵庫県	50.7%	53.4%	53.8%	53.8%	53.7%

●実施率が低い都道府県(平成 25 年度 文部科学省調査)

	実施率	
神奈川県	25.0%	* 川崎市 (52 校) で平成 29 年度までに順次実施
大阪府	43.2%	* 平成 27 年度は大阪市 (131 校) 中 128 校で実施、府の速報値 69%
兵庫県	53.7%	
滋賀県	55.0%	
高知県	62.0%	

(2) 兵庫県内の実施状況

350 校中 188 校実施 53.7%(平成 25 年度 文部科学省調査)

●阪神間・神戸の完全給食実施状況 (直近)

	学校数	実施状況	
尼崎市	19	未実施	
西宮市	20	実施	自校調理方式
芦屋市	3	一部実施	自校調理方式により平成 27 年 10 月より 1 校で開始、33 年度までに全 3 校で実施予定
伊丹市	8	未実施	給食センター方式で実施に向け整備中
宝塚市	12	実施	自校調理方式
川西市	7	未実施	平成 26 年度に検討委員会答申「全員喫食の自校調理方式が望ましい」→内部検討中
三田市	8	実施	給食センター方式
猪名川町	3	実施	給食センター方式
神戸市	82	一部実施	デリバリー弁当方式で平成 27 年度中全校実施の予定が業者異物混入事案で中断。

3 尼崎市のこれまでの流れ（中学校給食導入に向けた経緯）

(1) 市議会の陳情

年度	内容	結果
H25	中学生の健康を守り、健やかな心身の発達を保障するとともに、保護者の子育てを最も応援していく施策となるため、中学校の完全給食を早期に実施するよう措置されたい	採択

(2) 総合計画キャラバン事業

資料「学びやすい学校の環境づくり」の今後の方向性について

平成 26 年度 5 月から 8 月に、「学びやすい学校の環境づくり」をテーマとし、保護者、学校関係者、市民、中学生と、市長・教育長による意見交換会を実施。

具体的には、学習環境の整備として、ともに大きなコストがかかる、小・中学校の空調機整備と中学校給食、子どもの生きる力や学力向上について取り上げた。

小・中学校の空調機整備

- ・ 学校間格差の解消
- ・ 耐震化工事と併せコスト減
- ・ 集中力UPで学力向上



平成 29 年度までに、未整備校を
順次整備する

中学校給食

- ・ 成長期の中学生に必要な
- ・ 共働き世帯等負担軽減
- ・ 財源確保や実施方式の検討に時間を有する
- ・ 導入に向けた課題がある



導入を進めることを前提に、検討委員会を立ち上げ、実施方式や課題を検討する
空調整備の実施後速やかに着手できるよう準備

4 尼崎市の中学生の昼食について（これまでの取組と現状）

(1) 尼崎市立中学校数等（平成 27 年 5 月 1 日現在）

- 尼崎市立中学校数：19 校

生徒数：10,032 人（夜間中学校、特別支援学校除く）

* なお、平成 28 年 4 月から、2 校が統合となり、17 校となる。

* 給食の提供数は約 11,000 食を想定。

(2) これまでの取組

- 中学校食堂事業

平成 6 年～平成 14 年度 9 年間 3 校で実施されたが、利用率の大幅な落ち込みや、民間調理業者の撤退、全校での食堂建設にかかる財政上の課題から、平成 14 年度末をもって廃止に至った。

実施期間	平成 6 年 10 月～	旧 昭和中学校、日新中学校
	平成 7 年 2 月～	南武庫之荘中学校

実施形態	食堂を建設し、民間調理業者が調理・運営を行った。 前日までの食券購入制	
------	--	--

メニュー	定食：360 円	日替り丼：270 円
	カレーライス：220 円	うどん：170 円、
	カツカレー：270 円	ラーメン：200 円

利用率	1 日平均約 18%
-----	------------

- (旧) 中学校弁当事業

平成 20 年～平成 23 年度、3 校で実施されたが、不人気による利用率の伸び悩みから、

(新) 中学校弁当へリニューアル

実施期間	平成 20 年度	若草中、大成中、塚口中(3 校実施)
	～平成 25 年度	若草中(1 校実施)

実施形態 市内の弁当業者が調理した弁当を学校に配達
1食 390円で、ごはん（温）とおかず
献立は業者に一任
購買部で、当日朝に申し込み&現金支払いをし、昼休みに受け渡し

(3)尼崎市の中学生の昼食の現状

●平成 23 年 6 月実施のアンケートより（全 19 校で各学年 1 クラス抽出）

家庭からの弁当持参について

毎日持参 70.1%

週 4 日持参 22.8%

家庭からの弁当を持参しない日の昼食について

（昼食内容）

パン 77.7%

おにぎり 14.4%

（購入場所）

学校購買 49.6%

コンビニ 42.7%

（使用した金額）

301 円～400 円 24.1%

401 円～500 円 35.0%

●校内のパン等販売の状況

民間パン業者 5 校

購買部 5 校

（内容） 菓子パン、総菜パン、おにぎり、パック飲料

(4) (新) 中学校弁当事業

平成 24 年度より開始。年次ごとに対象校を拡大し、平成 27 年 10 月に全校実施に至った。

開始年度	平成 24 年度 日新中、大庄中、園田中 平成 25 年度 成良中、中央中、大成中、武庫中、小園中 平成 26 年度 若草中、立花中、南武庫之荘中、常陽中、園田東中 平成 27 年度 小田南中、小田北中、大庄北中、啓明中、塚口中、武庫東中
実施形態	民間の弁当業者が調理した弁当を学校に配達 1 食 350 円 (ごはん大 370 円、ごはん小 330 円) ごはん (温)、おかず、汁物 献立は、学校保健課の管理栄養士が中学生の栄養摂取基準をもとにバランスを考えて作成 前日までに申込 各校に配膳室を確保 (保温庫と保冷庫を設置) 業者の配膳員が受渡しや食券販売を担当

利用率

年度	継続校	新規開始校
平成 24 年度	—	1.7%
平成 25 年度	0.7%	2.6%
平成 26 年度	2.2%	2.0%
平成 27 年度 (4~12 月)	1.5%	3.5%
最も高かった学校	3.9%	5.1%
最も低かった学校	0.3%	1.6%

* 分母は生徒数

5 尼崎市立小学校の給食について

(1) 小学校給食の概要（平成 27 年度）

校数／提供食数	42 校 約 23,000 食（教職員含む）
給食費	3,700 円／月 （年額 40,700 円、1 食あたり 225 円）
実施回数	給食実施回数 181 回
実施方式	自校調理方式
完全給食	パン又は米飯等の主食、ミルク及びおかず 米飯回数は週 3.5 回実施

(2) 給食室整備と調理業務委託について

給食内容の一層の充実を図る目的で、給食室の整備を進めるとともに、給食調理業務の経済性・効率性を図るため、調理業務の委託を平成 20 年度より進めている。

● 給食室整備

- ・ 衛生管理の徹底・強化を図り、食中毒のリスクを低減させるため、給食室の床面を水で濡らさないドライ方式へ変更
- ・ 給食内容の充実を図り、食育を推進するため新たな給食備品を導入
 - 立体型炊飯器 外部の民間業者で炊飯して運搬していたが、各校の給食室で炊飯できるようになる。
 - スチームコンベクションオーブン 回転釜ではできなかった「焼き物」「蒸し物」の提供が可能となる。
- ・ 平成 27 年度中に、統合予定である若葉小学校、西小学校をのぞく 40 校で整備完了予定。

● 調理業務委託

- ・ 委託内容は、調理、配缶、洗浄、消毒、清掃等の業務であり、献立作成、使用物資の選定等は教育委員会で行う。
- ・ 平成 27 年度は 31 校が委託校、11 校が直営校となっている。

6 実施に向けた課題・その他

(1)実施に向けた課題

- 総合計画キャラバン事業の中で市民の方等から出された課題

食物アレルギーへの対応

食べる量の個人差への対応

親子のコミュニケーション、保護者への感謝の希薄化

給食費の負担増

給食費の徴収事務の負担

給食費未納者との不公平感

給食指導が加わることによる生徒指導の増加

配膳時間確保による放課後時間への影響

市にとって財政負担の増

限られた校地で給食室、配膳室の確保、運動場等や教室が削られる

(2)給食費について (参考)

- 阪神間の中学校の給食費 (平成 26 年 5 月 1 日現在) *()内は小学校

	平均月額(円)	1食当たり(円)	年間実施回数(回)
西宮市	4,658 (3,995)	280 (235)	183 (187)
宝塚市	4,369 (3,764)	270 (230)	178 (180)
三田市	4,500 (3,900)	275 (238)	180 (180)
猪名川町	4,200 (3,700)	241 (212)	192 (192)
尼崎市	— (3,700)	— (225)	— (181)
芦屋市	— (4,070)	— (246)	— (182)
伊丹市	— (4,004)	— (242)	— (182)
川西市	— (3,600)	— (220)	— (180)
兵庫県平均	4,526 (3,978)	273.2 (237.31)	182 (184)

芦屋市 平成 27 年 10 月より 1 校で開始 1食 290 円 年間 167 回実施予定

神戸市 平成 26 年度より一部で開始 1食 300 円 (選択制)

(3)今後の流れ **(案)**

- 平成 28 年度

本検討委員会による検討、年度末をめどに報告書の提出

- 平成 29 年度

報告書を受けて、行政としての方向性である基本構想の策定

基本構想に関して、広く市民の意見聴取

意見聴取の結果を踏まえ、基本計画の策定

- 平成 30 年度以降

基本計画に基づき、財源確保等庁内調整の後、設計・工事、その他開始に向けての作業

なお、実際の給食提供時期は、実施方式により変わります。